

庁舎整備だより

庁舎整備準備室 電話(63)2481

第4号

市では現在、「鹿沼市庁舎整備検討委員会」からの
答申に基づき、新庁舎整備の指針となる「鹿沼市新
庁舎整備基本構想」を作成しています。
今回は、「新庁舎整備基本構想(案)」の概要をお
知らせします。



車座集会での新庁舎整備基本構想(案)の説明の様子

新庁舎整備の基本理念

市民生活を支える「防災拠点」としての機能を確立し、にぎわいの場を創出しながらまちの活性化を図ります。
また、市民の皆さんが利用しやすく、人にも自然にもやさしい、市の発展の中心拠点となる庁舎を目指します。

新庁舎の整備方針

(1) 新庁舎の規模 (必要面積)

「約15,000㎡」程度を上限と想定します。

職員数を基本に、防災や市民交流機能など、「新たに求められる機能面積」を加えて算定しました。

(2) 駐車場の規模

来庁者用として、「約150台分」の確保を目指します。

使いやすい区画割や、円滑に入出できる駐車場形態を十分に検討します。

(3) 新庁舎の位置

「鹿沼市庁舎整備検討委員会」からの答申を尊重し、2カ所の候補地(現庁舎敷地・下水道事務所用地)から、最終的な位置を選定しました。

「現庁舎敷地」を適地とします。

市が目指す、これまでの文化と伝統を引き継ぎながら「まちづくり」の将来を見据え、市の発展の舞台となった「現庁舎敷地」に建設することが最適です。

位置の選定は、次の5つの視点を設定し、それぞれの項目を比較検討しました。

■まちづくり

- ・まちづくりの継続性
- ・中心市街地の活性化

・人口重心(※)からの距離

※人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定し、その地域内の人口が全体として平衡を保つことができる点

・人口集中地区内外の比較

・木のまちとしての木造・木質化

■アクセス性

- ・公共交通機関や幹線道路からのアクセス
- ・官公署施設の集約性

・駐車場台数の比較

■環境性

- ・シンボル性のある景観形成
- ・工事期間等による周辺環境への影響

■実現性

- ・建設スケジュールの確実性
- ・総事業費の比較(付帯工事費含む)
- ・仮設庁舎費の負担度

■防災性

- ・災害時の敷地の安全性
- ・オープンスペースの確保
- ・消防等関連施設との連携の容易性



**現庁舎敷地に決定した
主な理由**

5つの視点のうち、次の項目において現庁舎敷地に優位性がありました。

まちづくりの視点

- 多くの先人たちの努力により発展し、市全体をリードする役割を担ってきた歴史性があります。
- 市の中心としてだけでなく、上都賀地域などの圏域心(生活・文化・経済の中心地)としての役割を担っています。

- 下水道事務所用地は、市街化調整区域であり、人口減少や高齢化などにより、将来的な市街化は不透明です。

実現性の視点

- 平成32年度までの完成が見込めることから、有利な財源である合併特例債を活用することで、一般財源を少なく抑えられます。
- 用地買収や付帯工事等が不要なため、事業費を抑えられます。

防災性の視点

- 下水道事務所用地は黒川の浸水想定区域(ハザードマップ)のため、水害時に避難が必要であり、安全性において適していません。

現庁舎敷地における課題への対応

課題1 駐車場不足

現庁舎敷地内駐車場120台分、東館解体後跡地30台分を利用し、必要台数の150台分を確保します。



課題2 仮設庁舎費の増大

既存公共施設や現庁舎を一部利用することで削減します。

下水道事務所用地の周辺施設への対応

老朽化に伴う下水道終末処理施設の建て替えが必要であり、埋設管渠(埋設した

排水管)を考慮すると、近接している下水道事務所用地を代替施設用として確保しておく必要があります。

- 震災等により下水道終末処理施設に支障が生じた場合、素掘り池(仮設沈殿池)による沈殿分離・消毒・放流が必要になり、必要不可欠な土地です。
- 新たなインフラ整備(周辺道路・上下水道等)に伴う付帯工事により、事業費が増大します。

(4) 新庁舎の整備方法

本館・新館・東館を解体し、新庁舎1棟に統合して整備する方法が最適です。

窓口のワンストップサービスや、部局ごとのワンフロア化により、効率的な市民サービスを提供します。



(5) 新庁舎の事業規模(概算事業費)

「約60億円」程度を上限と想定します。

財源は、合併特例債および建設基金を活用します。財源の確保に努めながら一般財源の抑制を図ります。

建物本体工事費
約50億2,500万円

その他整備費
約10億円

事業規模(上限)
約60億円

(6) 整備スケジュール

平成32年度を完了目標とします。

合併特例債の使用期限である32年度以降に整備する場合、費用の大部分が市の負担となります。

32年度	31年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	主な事業内容
						←	基本構想
						←	基本計画
					←		基本設計
				←			実施設計
			←				工事
←							供用開始



6月から実施している「新庁舎整備基本構想(案)」の地区別説明会および、パブリックコメントを経て、8月に「新庁舎整備基本構想」を決定します。